

総括研究報告書

地方公共団体の児童虐待死事例の検証結果における 再発防止策等の検討のための研究 (23DA1501)

研究代表者	増沢 高	子どもの虹情報研修センター 副センター長 兼 研究部長
研究分担者	鈴木 浩之	立正大学 社会福祉学部 社会福祉学科 教授
	伊藤 嘉余子	大阪公立大学 現代システム科学研究科 教授
	井出 智博	北海道大学 大学院教育学研究院 准教授
	白井 祐浩	志學館大学 人間関係学部 准教授
	満下 健太	静岡大学 学術院グローバル共創科学領域 助教

研究要旨

日本では、児童虐待による死亡事例等重大事案については、地方公共団体の責務として検証を行うこととなっており、その結果を報告書としてまとめ、その多くが公表されている。これらを概観すると、検証報告が責務となって約 20 年経た今でも、多くの事例で繰り返して示される共通の課題や改善に向けた提言が認められる。課題や提言が繰り返される背景に、どのような要因や解決できない障壁等があるのか。それらを明らかにする必要がある。

以上の問題意識のもと、本研究は以下の目的で行われているものである。

- ① 地方公共団体による検証報告書の内容について、児童虐待死事例の特徴、死亡等に至った要因、対応の経過と課題、今後に向けた提言等を精査、分析すること。
- ② 共通して見出された課題や提言等が、児童相談所等の支援機関や地域の対応システムにどのように生かされ、実効性のある取り組みとして展開されているかについて、その障壁となる要因も含めて実態を明らかにすること。
- ③ 地方公共団体による検証報告書の分析や実態調査から得られた結果を踏まえて、児童相談所等における適切なシステムの在り方やチェック機能等を整理し、提示すること。

これらを踏まえて、以下の 3 段階で研究を進めることとした。

第 1 段階：地方公共団体による死亡事例に関する検証報告書や死亡事例に関する研究等、既存データ等の分析を通して、虐待死を防げなかった背景、対応上の課題等を整理する。

第 2 段階：児童相談所と市町村で児童虐待の対応に当たっている（当たっていた）エキスパート実務経験者（10 年以上）に半構造化面接を行い、現状課題と改善が進まない背景要因と解決策について分析、考察する。

第 3 段階：第 2 段階を踏まえて児童相談所と市町村に質問紙調査を行い、背景要因を明らかにし、解決策を提示する。

本年度は、3 年計画で実施される研究の第 2 段階にあたる。

I. 問題と目的

児童虐待による死亡事例等重大事例の検証が国及び地方自治体の責務になった経緯は次の通りである。

2004 年 4 月に改正され、同年 10 月に施行された児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律において、新たに第 4 条第 5 項が設けられ、国及び地方公共団体の責務として、「児童虐待の防止等のために必要な事項についての調査研究及び検証を行う」ことが明記された。こうした状況を踏まえ、社会保障審議会児童部会の下に「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」（以下、検証委員会）が設置された。検証委員会では、様々な専門分野で構成される有識者が、継続的・定期的に全国の児童虐待による死亡事例等を分析・検証し、全国の児童福祉関係者が認識すべき共通の課題とその対応を取りまとめるとともに、制度やその運用についての改善を促すことをねらいとしたもので、2005 年 4 月に第 1 次報告が公開され、以降毎年報告されて、現在は第 20 次報告が公開されている。

また、2007 年の児童虐待防止法改正では、国及び地方公共団体に対して「児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析を行う」こと、すなわち虐待による重大事例についての検証を地方公共団体の責務とした。厚生労働省は、法改正後に、「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」（雇用均等・児童家庭局総務課長通知）を発出しているが、そこでは、「検証の対象は、都道府県又は市町村が関与していた虐待による死亡事例（心中を含む）全てを検証の対象とする」とし、「児童虐待を受けた児童がその心身に著しく重大な被害を受けた事例の分析」を行う責務が明記された。

以降、地方公共団体では、虐待による死亡事例で把握可能なものは全て検証の調査対象とし、特に重大事例が発生した場合、当該地方公共団体が検証し、その結果を報告書としてまとめ、その多くが公開されている。

これらの報告書は、2007 年の法改正の翌年に発せられた通知「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」に概ね則って作成されており、事例の概要、関係機関の対応の経過、明らかとなった問題点・課題、問題点・課題に対する提言（当該自治体及び国に対するもの）という視点で構成されており、2008 年度から 2022 年度までで、総計 226 報告書が公開されている。

これまで、児童虐待防止に関する様々な研究において、これらの報告書が参考文献等として活用されている（例えば、増沢高他（2012、2013 年）「児童虐待重大事例の分析（第 1 報、第 2 報）」子どもの虹情報研修センター）。しかし、全ての報告書の検証内容について、総合的に分析した研究は、なされていない。

報告書を概観すると、多くの事例で共通した課題と、特異な事例ゆえに生じている課題がある。また報告書では、課題の改善策が提言として示されているが、検証報告が責務となって約 20 年が過ぎた現在までの間、繰り返し示される提言内容も認められる。

死亡事例の防止においては、同様の課題や提言が繰り返し、示され続けている背景理由や解決できない障壁等を明らかにする必要がある。その上で、背景理由や障壁等を解決し、地域の適切な児童虐待防止対応を展開していく有効な改善策を見出すことが重要である。

そこで本研究の目的は、以下の3点とする。

- ① 地方公共団体による検証報告書の内容について、事例の特徴、死亡等に至った要因、対応の経過と課題、今後に向けた提言等を精査、分析すること。
- ② 共通して見出された課題や提言等が、児童相談所等の支援機関や地域の対応システムにどのように生かされ、実効性の

ある取り組みとして展開されているかについて、その障壁となる要因も含めて実態を調査し、明らかにすること。

- ③ 地方公共団体による検証報告書の分析や実態調査から得られた結果を踏まえて、児童相談所等における適切なシステムの在り方やチェック機能等を整理し、提示すること。

Ⅱ. 本研究の流れ

本研究は以下の3つの段階で計画している（図1）。

第1段階：地方公共団体による死亡事例に関する検証報告書報告等、既存データ等を分析する。

これには大きく以下のものを対象とする。

- ①虐待による死亡事例に関する国内の先行研究等の分析
- ②虐待による死亡事例に関する海外の先行研究の分析
- ③地方公共団体による検証報告書の内容の分析

これらの分析を通して、虐待死を防げなかった背景、対応上の課題等を整理、分析、考察する。

第2段階：課題と改善策に関する児童相談所と市町村の課題及び改善が進まない背景要因と解決策について、エキスパートへの面接調査により深く分析し、改善の手立てを検討する。

第1段階で見いだされた課題、特に繰り返し指摘されている課題等について、その背景要因を多角的な視点（支援者個人の要因、組織的要因、体制的要因、社会的要因等）

から分析するため、児童相談所や市町村で児童虐待防止に長期に携わってきたエキスパートに半構造化面接を行い、背景要因を浮き彫りにするとともに、課題解決に向けた有効な取り組み等について分析し、改善に必要な手立てを考察する。

第3段階：課題と改善策に関する児童相談所と市町村の現状及び改善が進まない背景要因と解決策についての実証的研究をする。

これについては以下の流れで行う。

- ① 課題と改善策の現状、改善が進まない背景要因を把握するための調査票の作成

第2段階のヒアリング調査の分析結果を踏まえて質問紙調査票を作成する。質問紙調査票は児童相談所と市町村対象の2種類を作成する。いくつかの児童相談所及び市町村に予備調査を行い、質問項目の妥当性を検討する。

- ② 児童虐待の対応における課題と、その改善に向けた全国調査の実施

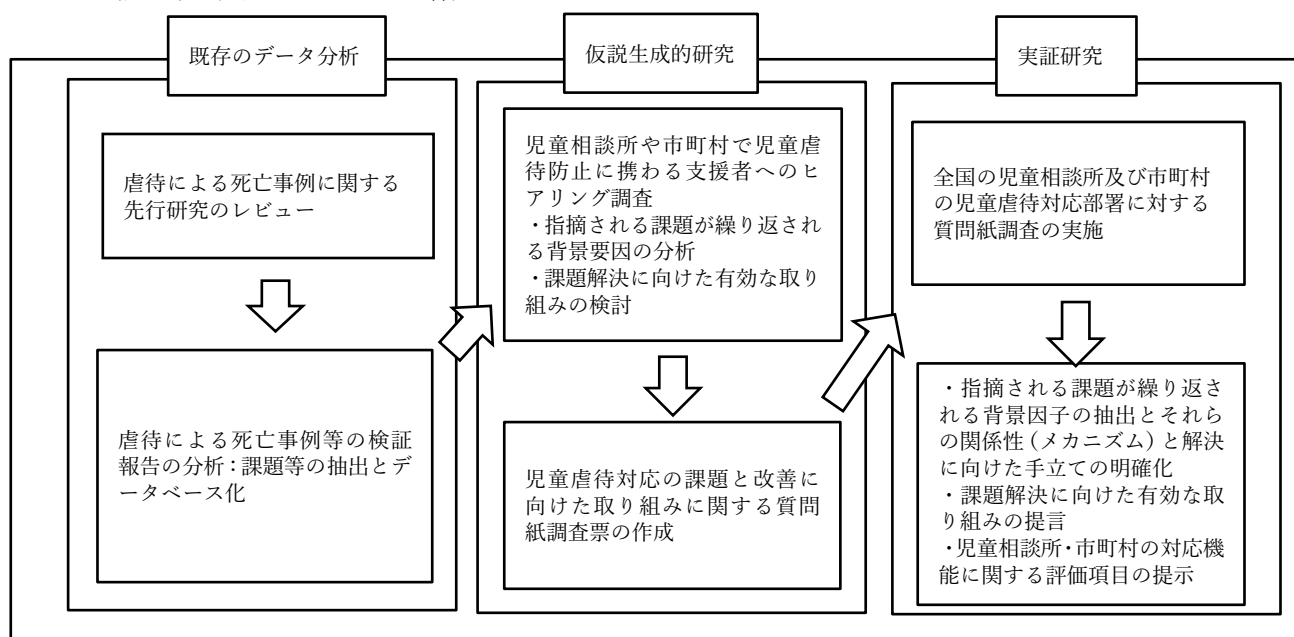
作成した質問紙調査票を用いて、全国の児童相談所および市町村（大規模、中規模、小規模の区別に、市町村数全体の30%のランダム抽出）のこども家庭センター等に

所属する職員を対象に調査を実施する。

調査結果について、児童相談所と市町村別（規模別も含む）に課題や障壁となっている要因と各要因の関係性のメカニズム及び課題解決に有効な要素を検討する。

③ この検討を踏まえて、課題を解決していくために必要な視点や手立てについて考察し、その結果を提言として報告する。

（図 1）本研究の 3 つの段階



Ⅲ. 本年度の研究

本年度は、3年計画で実施される研究の第1段階にあたる地方公共団体による検証報告書の内容の分析の継続と、第2段階にあたる、課題が解決されず改善が進まない背景要因と解決策について、エキスパートへの面接調査により深く分析し、改善の手立てを検討するものである。

研究は以下の3つに分かれる。

①地方公共団体が行った児童虐待による死亡事例等の検証報告書の分析（1年目の継続）

②児童相談所と市町村の現状及び改善が進まない背景要因の検討（エキスパート16人のインタビュー調査の分析）

③児童虐待対応エキスパートへのインタビュー調査のテキストマイニングによる分析

①については、1年目の研究に引き続き、地方公共団体が行っている虐待による死亡事例の検証報告書を分析対象とし、事例の特徴、事例特徴別での虐待死を防げなかった背景、対応上の課題、提言等を分析、考察する。

②については、児童相談所と市町村の業

務へ、長年に渡って従事されてきた複数のリーダー的エキスパート（10 年以上）に、半構造化面接を行うこととした。面接では、死亡事例の検証の在り方や検証報告の活用の在り方も含め、上記の状況が改善されない背景要因について、支援者個人から組織文化に至る構造的な問題まで、踏み込んで検討し、考察する。

③については、②のエキスパートに対するインタビュー調査の記録を基にして、そうしたエキスパートがどのような実践知を得てきたのかについて、テキストマイニングの手法を用いて課題の全体像を俯瞰、確認、整理する。

①から③について各研究班を構成し分析を行う。本報告書では各班の担うテーマ別に、研究目的、研究方法、結果と考察を報告する（本報告書の 1 から 3）。

第 2 段階の研究の中心となる分析対象は②で、③はそれを客観的に補完するものである。

これらの分析から見いだされた、課題認識、改善の障壁、改善策等をもとに質問項目を作成し、最終年度の全国調査につなげ、課題解決に向けた提言を行うこととする。

【引用・参考文献】

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局（2004）
「児童虐待死亡事例の検証と今後の虐待防止対策について」

社会保障審議会児童部会・児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会（2005－2022）「児童虐待による死亡事例の検証結果等について第 1 次報告書－第 18 次報告書」

こども家庭審議会児童虐待防止対策部会
児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会（2023）「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について」第 19 次報告特集

厚生労働省雇用均等等・児童家庭局総務課
（2007）「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」

厚生労働省雇用均等等・児童家庭局総務課
（2011）「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」

増沢高他（2012、2013）「児童虐待重大事例の分析（第 1 報、第 2 報）」子どもの虹情報研修センター